

**令和5年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

意見の項目		意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
第二 監視指導の実施体制等に関する事項	4 本市の関係部局との連携体制【P4】	<p>北九州市で外食をする際、店内が清潔で、気持ちよく食事ができるお店に限られると感じる。</p> <p>店内が清潔でなかったら、たとえ安全な食品を使用して衛生的に調理されたおいしい料理が出されたとしても、食べた気がしない。料理が本当に衛生管理に注意して作られたのか疑問に感じると思う。</p> <p>産業経済局との連携の項目があるが、食品の安全確保の連携だけでなく、お店の食事環境が衛生的であるための連携もした方がよいのではないか。</p> <p>北九州市のどこの飲食店に行っても、安全な食品を衛生的に調理し、清潔な食事環境の中で料理を提供してくれれば、もっと多くの人が北九州の食を楽しむことができるのではないかと思う。</p>	<p>飲食店を含め、食品を取扱う施設に対しては、日頃から保健所の職員が立入り、清潔で衛生的な問題がないよう指導を行っています。今後も食品の安全・安心が図られるよう、産業経済局をはじめ、関係部局と連携してまいります。</p> <p>また、飲食店等の衛生面でお気づきの点があった際は、保健所までご連絡ください。</p>	1
第三 監視指導の実施に関する事項	2 令和5年度の監視指導内容 (1)重点対策 ①食肉の衛生対策事業【P8】	<p>「鶏肉等が原因と考えられるカンピロバクター食中毒の患者は、10歳代・20歳代を中心とした若年層に多い傾向にあることから、市内の大学等と連携して若年層に対する啓発を行う。」とあるが、若年層は大学に行っている人ばかりではないので、市内の大学等と連携したり、若年層の利用が多いインターネット等も利用して啓発を行うと良いのではないかと。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、インターネットやSNS等の利用も踏まえて、さらなる効果的な広報手段を検討してまいります。</p> <p>また、令和2年度から北九州市保健所東部生活衛生課YouTubeチャンネルを開設し、食中毒予防等の動画配信を通じて周知啓発を行っております。若年層を含め、広く市民に視聴していただけるように、当該YouTubeチャンネルについてもPRしてまいります。</p>	2

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
<p>第三 監視指導の実施に関する事項</p> <p>2 令和5年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品等の衛生対策事業 ①食品表示に関する啓発指導事業 【P9】</p>	<p>食品表示について、新たな表示制度に対応できているのか。 遺伝子組換え食品の任意表示制度が変更されることから、市民が不安に思った時すぐ電話ができるような「食品ダイヤル」や「表示110番」等の設置を考えてほしい。</p>	<p>加工食品の原料原産地表示については令和4年3月末で猶予期間が終了し、遺伝子組換え食品の任意表示制度は令和5年4月から変更されます。これまで本市では、食品製造業者や食品販売業者等への監視時等にチラシを配布し、個別に相談を受ける等、食品表示基準について周知啓発してまいりましたが、今後も引き続き、助言や監視指導を徹底してまいります。</p> <p>食品表示に係る問い合わせ先については、市のホームページや講習会等の機会を利用して周知しています。</p> <p>また、北九州市において「食品ダイヤル」や「表示110番」という形での窓口の設置はしていませんが、食品表示に関する相談だけでなく、偽装表示、不審な食品表示に関する情報等についても、常時保健所で受け付けています。</p>	<p>3</p>